

入札等参加資格審査申請書 確認票

建設コンサルタント業務等

商号又は名称: \_\_\_\_\_

1. 提出する書類について、「申請者確認欄」に○印をしてください。
2. 当確認票は、提出書類一式と一緒に提出してください。

	書類名称	法人	個人	提出要領	備考	申請者 確認欄	東御市 確認欄
1	入札等参加資格審査申請書 (建設コンサルタント業務等)	◎	◎	東御市指定様式【1】で提出 (該当様式3枚)	<u>国・県様式不可</u> 原本のみ		
2	誓約書	◎	◎	東御市指定様式【2】で提出 (該当様式1枚)	建設工事・物品 等共通様式		
3	使用印鑑届	◎	◎	東御市指定様式【3】で提出 (該当様式1枚)	〃		
4	振込口座情報	◎	◎	東御市指定様式【4】で提出 (該当様式1枚)	〃		
5	市税納税証明書 (3か月以内のもの) 【課税されているすべての税】	◎	◎	<u>登録する事業所等所在地のもの</u> について提出 (委任先がある場合は委任先所在地のもの)	各市町村で交付 写し可 東御市は収税管理 係で交付		
	市税等納付状況調査同意書	○	○	東御市に納税義務のある法人又は個人のみ提出 東御市指定様式【5】で提出 (該当様式1枚)	建設工事・物品 等共通様式		
	県税(都道府県税)の納税証明書(3か月以内のもの) 【未納の額がない証明書】	◎	◎	<u>登録する事業所等所在地のもの</u> について提出 (委任先がある場合は委任先所在地のもの)	各都道府県で交付、写し可		
	国税(消費税及び地方消費税等)の納税証明書 (3か月以内のもの) 【未納の額がない証明書】	◎	◎	【納税証明書その3】 ただし次の証明書でもよい ・法人【納税証明書その3の3】 ・個人【納税証明書その3の2】	税務署で交付 写し可		
6	会社登記事項証明書 (3か月以内のもの)	◎		法人の場合 【現在事項全部証明書】又は【履歴事項全部証明書】	法務局で交付 写し可		
	代表者の身分証明書 (3か月以内のもの)		◎	個人の場合 本籍のある市区町村で交付	写し可		
7	委任状	○		東御市指定様式【6】で提出(該当様式1枚) 委任する場合のみ	原本のみ		
8	登録証明書又は登録通知書	◎	◎	登録証明書: 測量業者、建築士事務所 登録通知書: 建設コンサルタント、地質調査業者 補償コンサルタント	写し可		
9	経営規模総括表	◎	◎	東御市指定様式【7】で提出 (該当様式1枚)	県様式可		
10	貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理	◎	◎	資格審査基準日直前1年の営業年度の財務諸表(利益処分計算表又は損失処理計算書は法人に限る。)	写し可		
11	業務経歴書	◎	◎	東御市指定様式【8】で提出 (該当様式1枚) ※国・県等の様式の場合、東御市指定様式を表紙にして「別紙のとおり」と記入してください。	国・県様式可		

12	技術者名簿	◎	◎	東御市指定様式【9】で提出（該当様式1枚） ※国・県等の様式の場合、東御市指定様式【8】 を表紙にして「別紙のとおり」と記入してください。 <u>この場合であっても有資格者数は東御市指定様式【1】に必ず記入してください。</u>	国・県様式可	
----	-------	---	---	--	--------	--

◎印…必ず必要なもの

○印…該当する場合必要なもの

電子申請、FD申請は不可

- 提出部数 1部（ファイル綴じ、紐綴じ、パンチはしないでください。）
- 申請に係わる一切の費用は申請者のご負担でお願いします。証明書類の取得には、委任状等が必要となる場合があります。それぞれの交付先にご確認ください。
- 「3か月以内のもの」とされている証明書は、令和3年9月1日以降の日付のものとしてください。
- 「建設コンサルタント業務等」のほか、「建設工事」または「物品の購入・業務委託・修繕等」の参加資格審査を同一の事務所で同時に申請する場合は、次の様式による書類は1部のみの提出で足りるものとします。
  - ・東御市指定様式【2】【3】【4】【5】